

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成26年3月25日

【会社名】 株式会社フェヴリナホールディングス

【英訳名】 Favorina Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松浦 正英

【本店の所在の場所】 福岡市中央区薬院一丁目1番1号

【電話番号】 092 - 720 - 5460 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 本部長 熊本 昭俊

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区薬院一丁目1番1号

【電話番号】 092 - 720 - 5460 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 本部長 熊本 昭俊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年3月24日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社サイエンスポーテ（以下、「サイエンスポーテ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、サイエンスポーテとの間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

. 株式交換

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成25年9月30日現在)

商号	株式会社サイエンスポーテ
本店の所在地	福岡市中央区大名二丁目8番18号
代表者の氏名	代表取締役社長 大坂 浩幸
資本金の額	30,000千円
純資産の額	35,789千円
総資産の額	111,650千円
事業の内容	基礎化粧品の開発・販売及び輸出入

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：千円)

	平成24年2月期	平成25年2月期	平成25年9月期
売上高	340,083	487,533	272,908
営業利益	10,615	21,520	9,000
経常利益	7,865	18,640	6,313
当期純利益	7,656	18,430	6,190

(注) 平成25年9月期は、決算期変更により平成25年3月1日から平成25年9月30日までの7ヶ月間となっております。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成26年3月24日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
ワイズコレクション株式会社	53.33
大坂 浩幸	26.67
土田 雅彦	6.67
堀内 昭彦	6.67
有限会社プロッシモ	6.67

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社の主要株主であり、かつ、サイエンスポーテの支配株主及び取締役である井康彦氏(以下、「井氏」といいます。)及び井氏が代表取締役を務める株式会社ウエルホールディングスは、併せて、当社の総議決権の43.97%を保有しております。また、井氏が総議決権の100.0%を保有するワイズコレクション株式会社は、サイエンスポーテの総議決権の53.3%を保有しているとのことです。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 本株式交換の目的

当社グループは、化粧品及び健康食品の通信販売を行うコミュニケーション・セールス事業を主な事業としております。当該事業のビジネスモデルとしましては、テレビで放映されるインフォーマーシャルにより顧客を獲得し、コールセンターのアウトバウンド等により既存顧客に継続して商品を購入していただく形態をとっております。

近時、異業種からの新規参入、商品の低価格化、販売チャネルの多様化等による競争の激化が続いており、当社グループを取り巻く環境は厳しさを増しております。

このような環境において、コア事業である化粧品及び健康食品の通販事業における競争優位性を確立し、将来にわたって成長を続けていくためのグループ体制を構築するためには、分散している経営資源の「選択と集中」を図ることが必要であるとの認識に至りました。

当社は、かかる認識の下、経営の抜本的な見直しを行い、多様化する販売チャネルへの効率的な対応など、新規顧客獲得の低迷を改善することが急務であり、かつ最大の課題であるとの判断に至り、解決策を模索してまいりました。

かかる状況の下、当社は、平成25年11月頃から、井氏を通じて、当社グループと同様に化粧品の通信販売事業を主たる事業とするサイエンスポーテとの間で事業統合に関する協議及び検討の機会を得ました。

サイエンスポーテにおきましては、化粧品の通信販売事業において近年業績を伸ばしており、特にラジオ放送を用いた宣伝による新規顧客の獲得を得意としております。しかしながら、平成20年に設立されたばかりの会社であり、継続的に商品を購入していただく既存顧客を確保していくことが、今後の課題であると認識しているとのことです。

当社としましても、同じ化粧品等の通信販売事業を営みながら、コールセンター等による既存顧客の確保を得意とし、新規顧客の獲得を課題と認識する当社と、新規顧客の獲得を得意とし、既存顧客の確保を今後の課題として認識するサイエンスポーテが、本株式交換を実施して統合することにより、両社は、互いの強みを活かし、ノウハウを共有し合うことでそれぞれの成長をスピードアップさせることができる等、高い事業シナジーを見込めると判断いたしました。

また、当社グループとサイエンスポーテは同様に化粧品の通信販売を主たる事業としておりますが、両社の顧客層は、対象とする年齢層及び商品の価格帯なども異なり、互いのブランドイメージは維持したまま、更なる新規顧客層の拡大と既存顧客層の確保が見込まれ、フェヴリナグループとして、市場での競争力を高めることができ、フェヴリナグループの企業価値の向上につながると判断しております。

以上より、当社及びサイエンスポーテは、本株式交換を実施することといたしました。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社とし、サイエンスポーテを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。なお、本株式交換は、当社及びサイエンスポーテのそれぞれの株主総会決議により、本株式交換契約の承認を受けた上で、平成26年6月1日を効力発生日として行う予定です。なお、本株式交換は当社にとって簡易株式交換（会社法第796条第3項）の要件を充足し、当社の株主総会において本株式交換契約の承認を受ける法律上の必要性はありませんが、当社は、本株式交換に関する公正性、透明性及び客観性を担保するため、本株式交換契約について株主総会を開催することとしました。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	サイエンスポーテ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	224
本株式交換により交付する株式数	普通株式：840,000株（予定）	

(注1) 本株式交換に係る株式の割当比率

サイエンスポーテの株式1株に対し、当社の普通株式224株を割当て交付いたします。

(注2) 本株式交換により発行する当社の新株式数

普通株式：840,000株（予定）（本株式交換にあたり、当社の自己株式の交付は行わない予定です。）

なお、サイエンスポーテは、その保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含みます。）の全部を、本株式交換により当社がサイエンスポーテの普通株式の全部を取得する時点の直前時において消却する予定であり、当該自己株式に対しては当社の普通株式の割当ては行われたい予定です。

その他の本株式交換契約の内容

当社が、サイエンスポーテとの間で、平成26年3月24日付で締結した株式交換契約書の内容は、次のとおりです。

株式交換契約書（写）

株式会社フェヴリナホールディングス（以下「甲」という。）と株式会社サイエンスポーテ（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

本契約に定めるところに従い、乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本株式交換を行う当事会社の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

株式交換完全親会社（甲）

商号：株式会社フェヴリナホールディングス

住所：福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号

株式交換完全子会社（乙）

商号：株式会社サイエンスポーテ

住所：福岡県福岡市中央区大名二丁目8番18号

第3条（本株式交換に際して交付する株式数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に224を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式224株の割合をもって割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換で増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額 0円

(2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額

(3) 利益準備金の額 0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年6月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意により、これを変更することができる。

第6条（乙の自己株式の取扱い）

乙は、法令等に従い、基準時において有する自己株式（会社法第785条第1項に定める反対株主による株式買取請求に基づき取得する自己株式を含む。）の全てを消却するものとする。

第7条（株主総会の承認等）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、その全ての株主に対して本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関して提案を行い、当該提案に対する同意の意思表示を求めるものとする。
3. 前二項については、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意により、これを変更することができる。

第8条（剰余金の配当）

甲及び乙は、別途書面により合意する場合を除き、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、剰余金の配当を行ってはならない。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第10条（本株式交換の条件の変更及び中止）

効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の経営、事業、財政状態及び経営成績に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となり又は困難となることが明らかとなった場合には、甲乙協議し合意により本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本株式交換を中止することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに、第7条第1項に定める甲の株主総会の承認若しくは第7条第2項に定める乙の全ての株主からの同意が得られないとき、本株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な法令等に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第13条（管轄）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意により、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年3月24日

甲 福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号
株式会社フェヴリナホールディングス
代表取締役社長 松浦 正英

乙 福岡県福岡市中央区大名二丁目8番18号
株式会社サイエンスポータ
代表取締役 大坂 浩幸

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

割当ての内容の根拠及び理由

上記(2)のとおり、当社及びサイエンスポータは、平成25年11月頃から、両社の事業統合に向けて、本株式交換に関する協議及び検討を開始いたしました。

当該協議及び検討を進めるに当たり、当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)の公正性及び妥当性を確保するため、当社及びサイエンスポータから独立した第三者算定機関である監査法人ナカチに本株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社は、監査法人ナカチより提出を受けた分析結果(詳細は下記()をご参照ください。)を参考としつつ、当社及びサイエンスポータ並びにその関係会社の財務状況、資産の状況、将来の見通しや事業上のシナジー等の要因を総合的に勘案し、両社で本株式交換比率について慎重な検討・交渉・協議を行った結果、上記(3)記載の本株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

算定に関する事項

() 算定機関の名称及び当社との関係

第三者算定機関である監査法人ナカチは、当社及びサイエンスポータの関連当事者には該当せず、重要な利害関係もありません。

() 算定の概要

上記のとおり、当社は、本株式交換比率の公正性及び妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関である監査法人ナカチに本株式交換比率の算定を依頼することいたしました。当社は、平成26年3月24日開催の取締役会に先立ち、監査法人ナカチより以下の算定結果を内容とする算定書を平成26年3月19日付で受領しております。

監査法人ナカチは、当社については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法による算定を行いました。

他方、サイエンスポータについては、非上場会社であり市場株価が存在しないため、一般的な算定方法として、サイエンスポータと類似の事業を営む上場会社が複数存在することに鑑み類似会社比較法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に適正に反映するためにDCF法による算定を行いました。

その結果として、当社の普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	サイエンスポータ	
市場株価法	類似会社比較法	174.3~276.3
	DCF法	176.0~284.1

市場株価法については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(平成26年3月19日を算定基準日として、株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の基準日終値、直近1ヶ月間の終値平均株価、直近3ヶ月間の終値平均株価、及び直近6ヶ月間の終値平均株価)による評価を行い、その結果、1株当たり138円~153円として算定しております。

類似会社比較法について、サイエンスポータと比較的類似する事業を営む上場会社の収益性を示す財務指標との比較を通じて評価を行い、その結果を基に株式交換比率のレンジを174.3~276.3として算定しております。

DCF法については、サイエンスポータの事業計画及び直近までの業績の動向等の諸要素を考慮したサイエンスポータの収益予想に基づき、サイエンスポータが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて評価を行いました。なお、算定の前提とした財務予測は、サイエンスポータから提出された平成26年9月期から平成30年9月期までの事業計画を基礎としておりますが、経済動向が不透明であること、統合後の事業シナジーを厳密に測定することが困難であること等から、第三者委員会(詳細は下記()をご参照ください。)からの要請により、平成27年9月期以降も平成26年9月期の業績が続くことを前提として評価しております。また、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。その結果を基に株式交換比率のレンジを176.0~284.1として算定しております。

監査法人ナカチは、本株式交換比率の算定に際して、当社及びサイエンスポータから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそ

これらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、監査法人ナカチは当社、サイエンスポータ及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。監査法人ナカチの株式交換比率算定は、平成26年3月19日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社及びサイエンスポータの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及びサイエンスポータの各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、第三者算定機関である監査法人ナカチによる本株式交換比率の算定結果は、本株式交換比率の公正性及び妥当性について意見を表明するものではありません。

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い当社が上場廃止となる見込みはありません。

公正性を担保するための措置

() 第三者算定機関からの算定書の取得

当社及びサイエンスポータは、ともに第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得しておりませんが、本株式交換の公正性を担保するため、本株式交換の実施に当たり、当社は、当社及びサイエンスポータから独立した第三者算定機関である監査法人ナカチに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、サイエンスポータとの間で真摯に協議・交渉を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて、平成26年3月24日開催の取締役会において決議いたしました。

() 独立した法律事務所からの助言

当社は森・濱田松本法律事務所を、サイエンスポータはシティニューワ法律事務所を、それぞれ法務アドバイザーとして選定し、本株式交換の方法及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受け、当該助言を踏まえ、本株式交換契約締結の決議又は決定を行っております。

利益相反を回避するための措置

() 第三者委員会の設置

当社は、本株式交換に関する公正性、透明性及び客観性を担保するため、平成25年11月29日付で、当社、サイエンスポータ、並びに井氏と利害関係を有しない独立した外部の有識者である、洲崎智広氏（当社社外取締役 独立役員）、大木一顯氏（当社社外監査役 税理士）及び鬼塚恒氏（当社子会社監査役 弁護士）、廣瀬隆明（廣瀬公認会計士事務所 公認会計士）の4名により構成される第三者委員会（以下、「本第三者委員会」といいます。）を設置し、（a）本株式交換の目的の正当性、（b）本株式交換の手の適正性、（c）本株式交換比率の妥当性、のそれぞれを踏まえ、本株式交換に係る決定が、当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて諮問しました。

本第三者委員会は、平成25年11月29日から平成26年3月20日までに、会合を合計4回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本第三者委員会は、かかる検討にあたり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、当社の企業価値の内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程について説明を受けております。

本第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換に係る決定が、（a）本株式交換について、フェヴリナホールディングスの企業価値の向上の観点から検討が行われており目的が正当であると考えられること、（b）本株式交換の諸条件について、フェヴリナホールディングスとサイエンスポータとの間で実質的な交渉が行われており、かつ、フェヴリナホールディングスにおける本株式交換の決定過程において公正な手続を通じて少数株主の利益への配慮がなされていると認められること（c）監査法人ナカチによる株式交換比率の算定結果との整合性等に鑑み、本株式交換における株式交換比率の妥当性が確保されていると考えられることから、当社の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を平成26年3月20日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

() 臨時株主総会での承認

本株式交換は当社にとって簡易株式交換（会社法第796条第3項）の要件を充足し、当社の株主総会において本株式交換契約の承認を受ける法律上の必要性はありませんが、当社は、本株式交換に関する公正性、透明性及び客観性を担保するため、本株式交換契約について株主総会を開催し、その承認を受ける予定です。

() 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

井氏及び井氏が代表取締役を務める株式会社ウェルホールディングスは、併せて、当社の総議決権の43.97%を保有しております。また、井氏が総議決権の100.0%を保有するワイズコレクション株式会社は、サイエンスポータの総議決権の53.3%を保有しているとのことです。

なお、本株式交換の実施により、井氏並びに株式会社ウェルホールディングス及びワイズコレクション株式会社は、併せて、当社の総議決権の45.20%を保有することになります。

かかる関係が存在することに鑑み、本株式交換に関するサイエンスポータの意思決定過程における恣意性や利益相反のおそれを排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するため、井氏はサイエンスポータにおける本株式交換に係る決定の過程には参加していないとのことです。

なお、本株式交換に係る平成26年3月24日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役3名（社外取締役1名）全員が本株式交換に係る審議及び決議に参加し、参加した当社の取締役の全員一致で決議が行われております。また、当社の監査役3名全員（社外監査役3名）は、本株式交換に係る平成26年3月24日開催の取締役会の審議に参加し、本株式交換契約を締結することに異議は述べておりません。

(5) 本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社フェヴリナホールディングス
本店の所在地	福岡市中央区薬院一丁目1番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 神代 亜紀 (平成26年6月1日就任予定)
資本金の額	882,788千円
純資産の額	現時点では、確定しておりません。
総資産の額	現時点では、確定しておりません。
事業の内容	グループ会社の経営管理

. 子会社取得

(1) 取得対象子会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

上記 .(1) をご参照ください。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

上記 .(1) をご参照ください。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

上記 .(1) をご参照ください。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

上記 .(2) をご参照ください。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

上記 .のとおり、当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が取得対象子会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における取得対象子会社の株主（但し、当社を除きます。）に対し、当社の普通株式840,000株を交付する予定です。

かかる当社の普通株式840,000株の額は、監査法人ナカチによる当社の普通株式の株式価値の算定結果（1株当たり143.25円）に基づけば、120百万円となります。

なお、取得対象子会社の取得に係るアドバイザー費用等は、概算額で11百万円を予定しております。

以上